中間貯蔵施設に係るこれまでの動き

平成23年10月 環境省が中間貯蔵施設等の基本的考え方(ロードマップ)を策定・公表し、県内市町村長に説明

主な内容

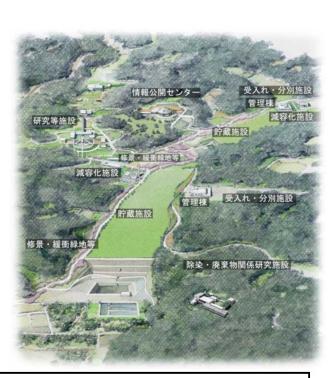
- ・ 施設の確保及び維持管理は国が行う
- ・ 仮置場の本格搬入開始から3年程度(平成27年1月)を目途として施設の 供用を開始するよう政府として最大限の努力を行う
- ・ 平成24年度内に立地場所を選定する
- ・ 福島県内の土壌・廃棄物のみを貯蔵対象とする
- · 中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する

平成23年12月 <u>双葉郡内での施設設置</u>について、福島県及び双葉郡8町村に 検討を要請

平成24年3月 福島県及び双葉郡8町村に対し、3つの町(双葉町、大熊町、 楢葉町)に分散設置する考え方を説明

中間貯蔵施設のイメージ





※本イメージ図は現時点で想定される施設・構造の例を示したものであり、実際の施設・構造は変わりうるものである。

2